

池田町子ども読書活動推進計画

(第3次)

令和3年度～令和7年度



池田町教育委員会

目 次

第1章 池田町子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方 P1
1 子どもの読書活動の意義とその推進の背景	
2 計画策定の趣旨	
3 基本理念	
4 計画の性格	
5 計画の期間 P2
6 計画の対象と各期の特徴	
7 第2次計画における成果と課題 P3
第2章 読書活動推進のための方策 P5
基本目標1 家庭・地域・学校等が連携し社会全体で取り組む読書活動の推進 P6
推進方策（1-1） 家庭における読書活動の推進	
推進方策（1-2） 地域における読書活動の推進	
推進方策（1-3） 学校等での読書活動の推進 P7
基本目標2 子どもの読書活動を推進する読書環境の整備 P8
推進方策（2-1） 地域における読書環境の整備	
推進方策（2-2） 学校図書館等における読書環境の整備	
第3章 計画の目標指標 P9

第1章 池田町子どもの読書活動推進計画策定の基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義とその推進の背景

子どもの読書活動の推進に関する法律（以下、「法」という。）第二条で「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と定められており、地域全体でその実現に向けて積極的に関わっていく必要があります。

また、2007（平成19）年には、学校教育法の一部改正により、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ」という文言が新たに盛り込まれ、その後、実施となった新しい幼稚園教育要領と保育所保育指針で「絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう」、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の学習指導要領では「学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実する」ことが明記されています。

2 計画策定の趣旨

法第九条第二項に基づき策定する。

《子どもの読書活動の推進に関する法律》

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 基本理念

池田町のすべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所で、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、その環境整備を図ります。

4 計画の性格

この計画は、これまでの第2次計画を引き継ぐとともに、「第5次池田町教育基本計画」の個別計画として位置づけ、学校、図書館などの関係機関・団体等が連携・協力し、子どもの読書環境の整備に取り組む方向性を示すものです。

5 計画の期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

6 各期の特徴に応じた活動の推進

子どもの読書活動は、発達段階に応じて取り組むことが重要です。北海道子どもの読書活動推進計画（第4次計画）に倣い、乳幼児期・小学生期・中学生期・高校生期の4つの期間に分けて、各期における特徴に応じて活動を推進します。

(1) 乳幼児期（0歳～6歳） 「本に出会う」

3歳までには、徐々に自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになるとともに、文字の存在を意識し絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語などに親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉が分かるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、身近な大人に絵本や物語を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結び付け、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを十分に味わうことが大切です。

(2) 小学生期（6歳～12歳） 「本に親しむ」

低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、身近な大人が本を読んであげることで、いろいろな本に親しんだり読書を楽しんだりすることが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになってるとともに、本を終わりまで読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を通して必要な知識や情報を得るようにすることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げるようにすることが大切です。

(3) 中学生期（12歳～15歳） 「本から学ぶ」

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。また、共感・感動する本に出会うと、何度も読むようになります。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

(4) 高校生期（15歳～18歳） 「本と生きる」

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げるとともに、読書習慣を身に付け、生涯にわたって読書に親しむようにすることが大切です。

7 第2次計画における成果と課題

(1) 読書の機会を広げる

① 家庭・地域での読書活動の推進

子どもたちを取り巻く環境は、パソコン・スマホなどの映像・情報メディアの浸透により、生活スタイルの変化が進み大きく変わってきています。このような生活環境の変化から、子どもたちの興味や関心が多様化し、町立図書館では町民一人あたりの年間貸出冊数が年々減少するなど、読書離れや活字離れが進んでいるため、家庭での「ノーテレビデー」や「家読（うちどく）」の普及啓発を推進してきました。

また、9・10ヶ月健診児を対象とした「ブックスタート」事業を実施し、乳幼児期から本に親しむ機会を提供してきました。

【実績】 2019（令和1）年度

- ・ノーテレビデー実施期間 ～ 令和元年11月20日から26日
- ・ノーテレビデー実施家庭数（小中学校） ～ 小学校 177戸中 78戸
中学校 123戸中 53戸
- ・ブックスタート参加乳幼児数 ～ 22人（健診未受診児には家に送付）

【参考】 町民一人あたりの年間貸出冊数

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (R元年度)
町民1人あたり	5.1冊	5.1冊	4.9冊	4.4冊	3.9冊

② 学校での読書活動の推進

学校は子どもにとって学びの場であると同時に、集団生活の中で倫理観や他者への理解力を養う大事な人間形成の場であり、この時期に読書習慣を確立し、自己形成や確かな学力育成につなげていくことが重要です。学校においては、子どもの読書習慣の確立に向けて「朝読書」を小中学校で取り入れて、子どもが読書を好きになるような環境や雰囲気づくりを行ってきました。

【実績】 2019（令和1）年度

- ・小中学校での朝読書の時間 ～ 全小中学校 朝10分程度（週に数回）

(2) 読書の環境を広げる

① 図書館における資料・設備等の充実

図書館は子どもが自分の読みたい本や豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、図書館の利用などを通じて、「どの情報を集め、どの情報を活用するか」など、読解力や情報を活用する力を身に付け豊かな創造性を養える、蔵書の充実に努めてきました。

【実績】 2019（令和1）年度

- ・学校図書館図書標準達成率（池田小学校） ～ 140.0%
- ・学校図書館図書標準達成率（高島小学校） ～ 78.4%
- ・学校図書館図書標準達成率（利別小学校） ～ 130.0%
- ・学校図書館図書標準達成率（池田中学校） ～ 100.4%

② 読書活動推進ネットワーク

子どもたちが最も身近に本に親しめる場である学校と、より多くの本に接することができる町立図書館は、連携して相互を補完し合い、豊かな読書環境を提供できるよう「学校巡回文庫」の実施や担当者の意見交換会を行っています。

また、保健センターと町立図書館は連携して、乳幼児が本に触れるきっかけづくりとして、ブックスタート事業を行っています。

幼稚園・保育園及び学童保育所においては、町立図書館での団体貸出制度を利用し、本に接する機会を提供している他、町立図書館の訪問も行われています。

【実績】 2019（令和1）年度

- ・学校図書館担当者会議 ～ 1回

（3）読書の活動を広げる

① 広報事業の推進

子どもの読書活動を一層充実させるためには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、地域全体で子どもの読書活動にかかわっていくことが必要であり、町立図書館では季節や社会の話題などに関連した本の展示や、図書館だよりによる図書の紹介を行っています。

【実績】 2019（令和1）年度

- ・図書館だより発行数 ～ 6回

② ボランティア等の育成・支援

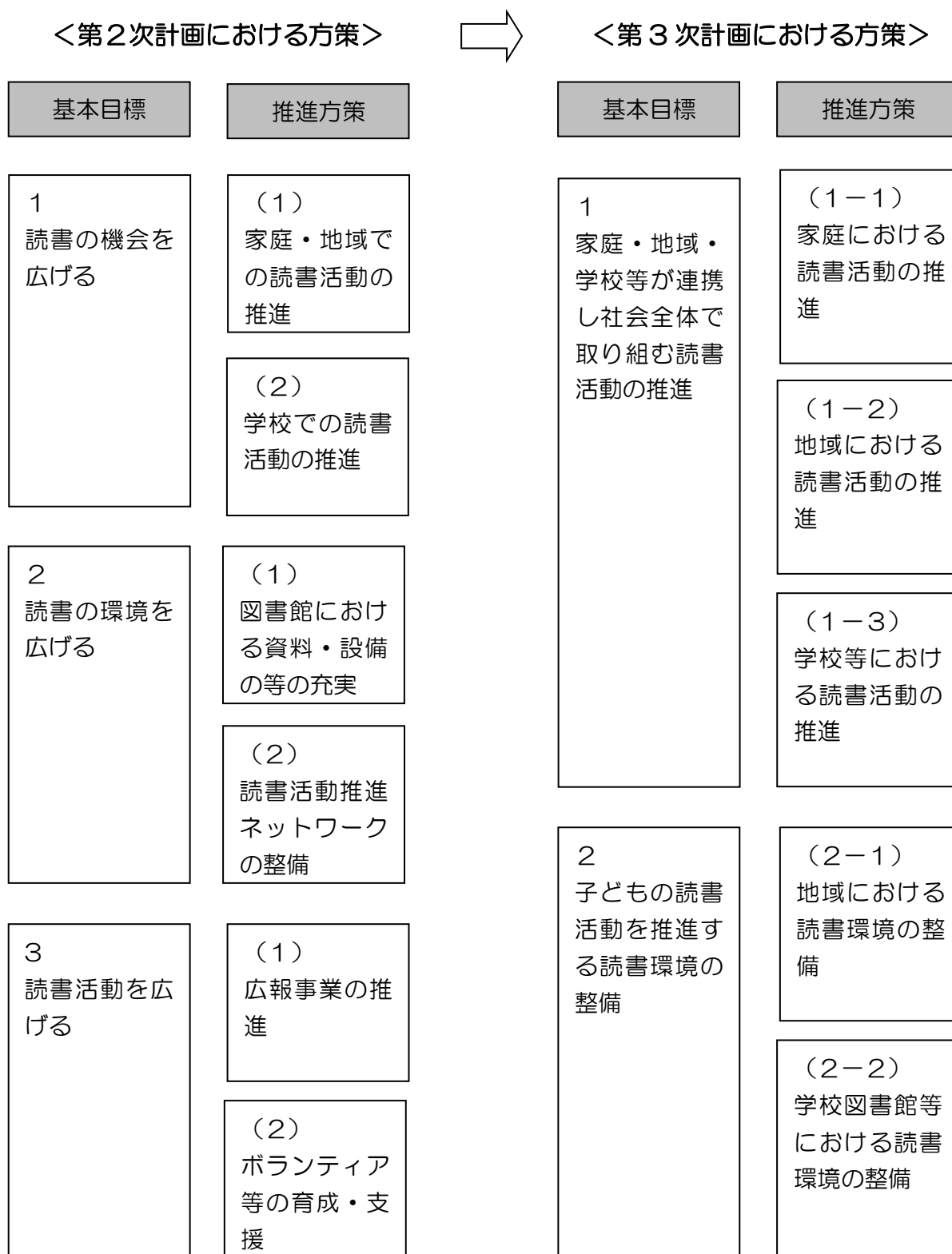
町立図書館や各学校では、ボランティア団体との連携を図りながら、読み聞かせや紙芝居など、子どもたちが読書に触れ合える機会をつくっており、家庭・地域・学校・町立図書館が一体となって子どもの読書活動を推進しています。

【実績】 2019（令和1）年度

- ・ボランティア団体登録数 ～ 2団体
- ・ボランティア個人登録数 ～ 3名

第2章 読書活動推進のための方策

「第3次計画」は、計画の基本理念を踏まえて、2つの「基本目標」と5つの「推進方策」で構成し、それぞれに関連した目標指標を示すこととします。



基本目標 1 家庭・地域・学校等が連携し社会全体で取り組む読書活動の推進

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で読書を推進する取組を進める必要があります。そのためには、家庭・地域・学校等のそれぞれの役割を明確にするとともに、お互いに連携し相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて取組を進めていくことが重要です。

推進方策（1-1） 家庭における読書活動の推進

〔方策の方向性〕

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び読書習慣の定着に向けて積極的に取り組む必要があります。

このため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して家庭のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」に取り組むことにより、子どもが読書に親しむきっかけをつくるとともに、読書に対する興味や関心をもたせるよう子どもに働きかけることが望まれます。

〔具体的な取組〕

- ・保健センターと町立図書館が連携してブックスタート事業を推進することにより、子どもの読書習慣を定着させるよう、保護者による絵本や物語の読み聞かせを推奨する。
- ・「ノーテレビデー」や「家読（うちどく）」の取組の推進や普及啓発を通じて、親子が一緒に読書を楽しむコミュニケーションの時間を推奨します。
- ・保健センターにおいて実施するパパママ教室や乳幼児健診などの際に、パンフレットを配布するなど絵本の読み聞かせの大切さを伝えます。

推進方策（1-2） 地域における読書活動の推進

〔方策の方向性〕

ブックスタートなどの乳幼児期から親子で読書に親しむ習慣づくりに取り組むとともに、子どもの読書活動の意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められています。

町立図書館においては、ボランティア等と連携・協力しながら、子どもが読書に親しむことができるような機会や場所を提供するとともに、子どもにとって身近な読書環境である学校図書館を支援することが期待されています。

〔具体的な取組〕

- ・「図書館だより」を発行し「図書館まつり」等の開催することで、町民に広く読書の啓発活動を進める。
- ・学校図書館担当者と協議を進め、学校図書館の支援を進める。
- ・職員やボランティアによる親子や幼児への絵本や紙芝居の読み聞かせの機会を充実します。
- ・ボランティア団体の育成と活動の場を提供するなど、ボランティア団体の支援に努め、地域・家庭・学校での読書を推進します。

推進方策（１－３） 学校等での読書活動の推進

〔方策の方向性〕

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどを通して新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、幼稚園・保育園等では、子どもが様々な本に触れる機会を増やすことが望まれます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、子どもが多く語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に出会う読書の機会を充実するとともに、授業や様々な教育活動を通して学校図書館を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や子どもの情報活用能力の育成を図ることが望まれます。

〔具体的な取組〕

- ・子どもが習慣としての読書を身につけるために、「朝読書」などの定期的な読書時間や読み聞かせなどの読書活動を日常の教育活動に取り入れるなど、読書の楽しさを味わうことができるよう、時間の確保や機会の充実を行います。
- ・学校図書館の運営や授業において図書を活用するために、図書担当教諭の専門性を高める支援を行います。
- ・学校図書館では主体的に学習に取り組む態度や情報活用能力を高めるため、図書担当教諭等により資料の利用方法の習得に向けた指導を行います。
- ・調べ学習、各教科学習などを充実させるための計画的・継続的な利用指導を行い、学校図書館を活用した多様な学習を推進します。
- ・児童生徒による図書委員会等の自主的な読書活動の充実を図ります。
- ・幼稚園・保育園では身近に絵本のある環境を整え、乳幼児が本に触れる機会の充実を図ります。
- ・幼稚園教諭や保育士による紙芝居や絵本の読み聞かせの継続と充実に努め、子どもたちに、本と触れあう機会を提供します。
- ・地域で活動している読み聞かせサークルなどを招き、園児が絵本に親しむ機会をつくります。
- ・学童保育所では発達段階に合った図書の充実や、日常の保育に読書の時間を設けるなど、読書のおもしろさ・楽しさを味わい、本を読む習慣が身につく環境を整えます。

基本目標2 子どもの読書活動を推進する読書環境の整備

全ての子どもが、好きな本を手にとったり、必要な情報を収集したりすることができる、望ましい読書環境づくりを進める必要があります。そのためには、地域、学校、関係団体が相互に連携し、支援し合いながら計画的に読書環境の整備を進める必要があります。

推進方策（2-1） 地域における読書環境の整備

〔方策の方向性〕

町立図書館は、子どもにとって豊富な蔵書の中から読みたい本を選び、気軽に利用したり、読み聞かせ等の催しに参加したりしながら読書の楽しみを知ることができる場所であり、そのための環境を充実することが望まれます。

関係機関・団体等とも相互に連携しながら、望ましい読書環境づくりを進めることが重要です。

〔具体的な取組〕

- ・様々なジャンルから「選ぶ楽しさ」「読む楽しさ」を発見できるよう、子どものニーズに合った幅広い分野の図書を整備し、町立図書館の充実を図ります。
- ・多様な本の展示を行い、興味の対象を広げ、深める手助けをします。
- ・テーマ別の本のリストを作成し、子どもの発達に応じた本の紹介・相談を行います。
- ・点字資料や映像資料の提供など、障がいのある子どもに対する諸条件を整備します。
- ・他の公立図書館との連携・相互協力により、本の相互貸借のほか、速やかな情報提供や事業の充実を図ります。

推進方策（2-2） 学校図書館等における読書環境の整備

〔方策の方向性〕

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるような機能も期待されています。

学校図書館がこのような機能を発揮するよう十分な資料を備え、子どもが活用しやすい環境を整備するとともに、学校図書館に携わる教職員の配置及び資質の向上が求められています。

〔具体的な取組〕

- ・学校図書館図書基準による図書の整備を進める。
- ・子どもがより多彩な本に接することができるよう各学校図書館に、町立図書館の図書資料を定期的に配布する「学校巡回文庫」を継続する。
- ・町立図書館から学校図書館担当教諭への情報提供を行うなど、相互の情報共有を図り、蔵書の整備を進める。

第3章 計画の目標指標

基本目標1 家庭・地域・学校等が連携し社会全体で取り組む読書活動の推進

指 標	指標の概要	基準値 (R1)	目標値 (R7)
家庭での読書の状況 推進方策 (1-1) 推進方策 (1-2)	全国学力・学習状況調査において、「家や図書館で、普段（月～金曜日）、1日どれくらいの時間、読書しますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した小学校6年生、中学校3年生の割合	小 45.3% 中 66.0%	小 80.0% 中 80.0%
学校における一斉読書の取組状況 推進方策 (1-3)	「朝読書」を実施している小中学校の割合	100%	100%
読書が好きな児童生徒の割合 推進方策 (1-1) 推進方策 (1-2) 推進方策 (1-3)	全国学力・学習状況調査において、「読書は好きですか」の設問に対して、「当てはまる」又は「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 90.5% 中 76.0%	小 100% 中 80.0%
町立図書館での読書活動の推進 推進方策 (1-2)	町立図書館の貸出冊数（住民一人当たり）	3.9冊	4.0冊

基本目標2 子どもの読書活動を推進する読書環境の整備

指 標	指標の概要	基準値 (R1)	目標値 (R7)
町立図書館の読書環境の整備 推進方策 (2-1)	図書館職員の研修に参加した回数	12回	12回
学校図書館図書整備状況 推進方策 (2-2)	学校図書館図書標準の達成率 (%) (R1 小学校は3校平均)	小 116.3% 中 100.4%	小 140.0% 中 140.0%